宗教法人の設立について

宗教法人の設立にあたって、下記の点を踏まえ、宗教法人法をご確認ください。 宗教法人法第12条~15条により、規則認証後、設立登記をすることによって 宗教法人が成立いたします。

1. 宗教法人とは

- 「宗教団体」のうち、宗教法人法に基づき法人格を得たものを言います。
- ・ 「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成 することを主たる目的とし、礼拝の施設を備える団体を言います。(宗教法人法 第2条)

2. 宗教法人の要件

- ・ 宗教法人法第2条の要件を満たしていること。
 - ▶ 礼拝施設の状況・公開性、信者、宗教活動の実績、宗教団体としての実体・ 永続性などについて、審査いたします。
 - ▶ 宗教団体としての実体については、過去3年間程度の宗教団体としての実績 (組織・意思決定方法・財産管理等に関する規約、運営状況、収支予算書、 収支計算書、財産管理状況)について確認いたします。
- ・ 宗教法人法第12条の要件を満たしていること。
 - ⇒ 宗教法人規則について確認いたします。
- ・ 宗教法人法第14条の要件を満たしていること。

3. 宗教法人の義務

- 宗教法人法では、宗教法人に対して様々な義務を課しています。
- 義務の例
 - ⇒ 宗教活動を主に行っていること。(宗教法人法第2条)
 - ▶ 登記に関する届出(宗教法人法第9条)
 - ▶ 損害賠償責任(宗教法人法第11条)
 - ▶ 公告義務(宗教法人法第23条)
 - ▶ 財産目録等の作成、備付け、閲覧及び提出の義務(宗教法人法第25条)
 - ▶ 登記の義務(宗教法人法第52条~61条)
 - ▶ 宗教法人法の要件を満たすこと。(宗教法人法第81条)

4. 宗教法人への罰則

宗教法人法第88条・第89条で、代表役員に対する罰則が規定されています。